

## 1312 マルチペイメントネットワークを利用した手数料の納付手続

マルチペイメントネットワークを利用することにより、税関に納付する手数料を電子的に納付することができます。マルチペイメントネットワークを利用して手数料を納付するためには、当該手数料に係る申請等を NACCS を利用して行います。

税関での審査が終了すると、収納機関番号（税関は 00120）、納付番号及び確認番号等を表示した「納付番号通知情報」が送信されます。手数料等を納める場合にはこれらの番号が必要になりますので、当該通知情報をを利用して納付する場合には、事前に当該通知情報を印刷するなどして忘れないようにしておいて下さい。その後、当該通知情報により、各種チャネルを用いて手数料を納付して下さい。

また、マルチペイメントネットワークを利用して納付した場合には、これまで金融機関等から発行されていた領収証書は発行されなくなりますのでご注意ください。

### (参考)

● 関税等の納付のマルチペイメントネットワークを利用した電子納付について

- マルチペイメントネットワークを利用した電子納付のイメージ
- 納付される際のイメージ図はこちらを参照ください。

※上記は関税等の納付についての説明となりますが、手数料も同様の流れとなります。

● 利用可能な金融機関（リンク先：日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構ホームページ）